

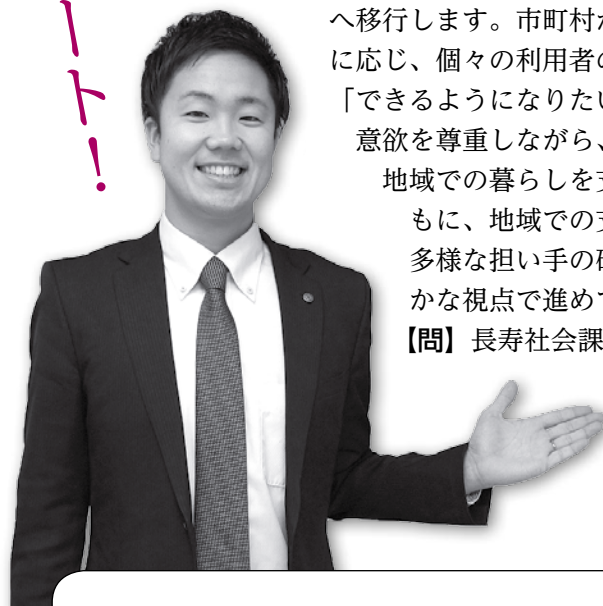
全国一律から地域のサービスへ

盛岡の新しい総合事業 (介護予防・日常生活支援総合事業)

4月スタート!

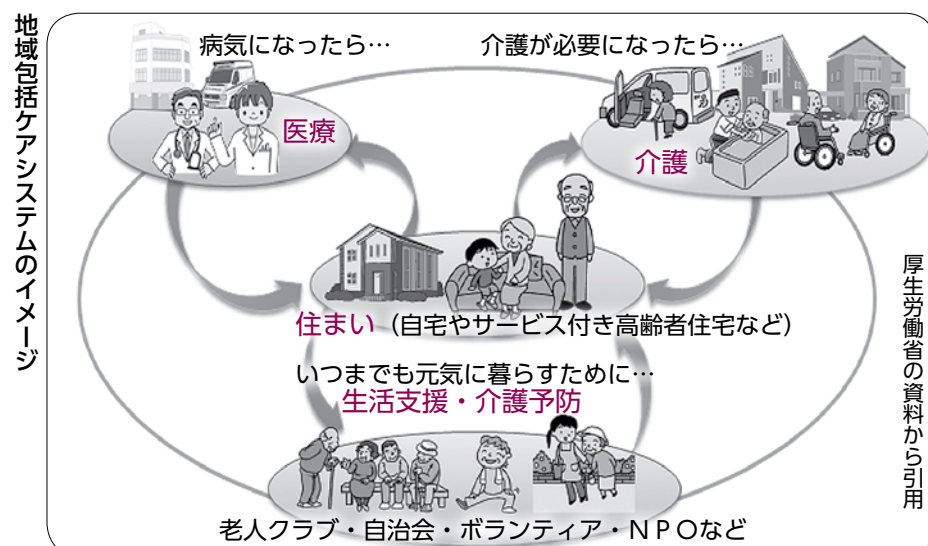
介護保険法改正により、これまで全国一律のサービスとされていた介護予防給付のうち、訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）が市の新しい総合事業（介護予・日常生活支援総合事業）へ移行します。市町村が地域の実情に応じ、個々の利用者の「したい」「できるようになりたい」といった意欲を尊重しながら、住み慣れた地域での暮らしを支援するとともに、地域での支え合いなど多様な担い手の確保をきめ細かな視点で進めていきます。

【問】長寿社会課 ☎613-8144

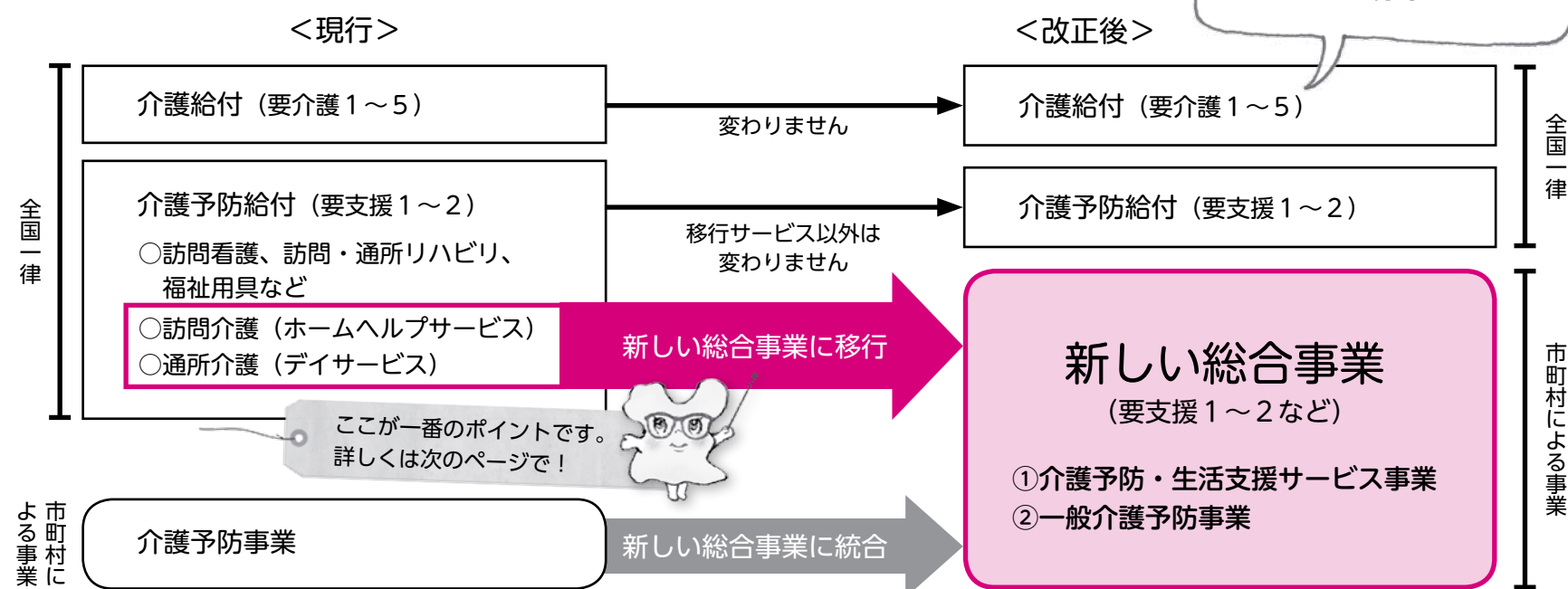


なぜ新しい総合事業が始まるの？

団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据え、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、国や市は、住まいと介護予防・生活支援、医療、介護サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の体制づくりを進めています。今回の法改正により、介護予防・生活支援の分野で市が独自に実施できるサービスの幅が広がりました。



介護保険制度はこう変わる



要介護認定を受けている人は、これまでと同様、介護給付のサービスをご利用ください。

新しい総合事業の主な内容

新しい総合事業の実施内容は、大きく分けて2つ。生活機能の低下などにより介護予防や生活支援が必要な人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上の人が誰でも利用できる「一般介護予防事業」です。

図 新しい総合事業の対象になる人と利用できるサービス

- 介護保険の要介護認定で、要支援1または2と認定された人
- 市が行う「基本チェックリスト」で生活機能の低下が認められた人

65歳以上の人

① 介護予防・生活支援サービス事業

を利用できます

利用者の介護予防のために地域包括支援センターが作成するケアプランなどに基づき、次のようなサービスを利用できます。

【訪問型サービス】

- ・現行の訪問介護（ホームヘルプサービス）に相当するサービス
(例：食事や入浴などの介助、掃除、洗濯、調理)
- ・ボランティアなどによる住民主体の生活援助
(例：ごみ出し、庭の草取り、布団干し)

【通所型サービス】

- ・現行の通所介護（デイサービス）に相当するサービス
(例：食事や入浴などの介助、健康管理、機能訓練やレクリエーション)
- ・生活機能改善のための短期集中予防サービス
(例：運動機能や口腔機能の向上、栄養改善などのプログラム)

② 一般介護予防事業

を利用できます

健康維持と介護予防につながる各種講演会や健康・運動教室などに参加できます。



介護予防太極拳教室



元氣はなまる筋力アップ教室

新しい総合事業の特長は、事業者だけでなく、地域のボランティアもこうしたサービス提供が可能になったことです。準備が整った地区から順次、提供が始まります。

ただし、利用者本人以外のためにったり、日常生活上の支援の範囲を超えるサービスは対象になりません。



新しい総合事業を利用するには

地域包括支援センターへ気軽に
お問い合わせください。

一人一人の生活を総合的に支えていくため、皆さんの身近な窓口で相談をお受けしています

表 地域包括支援センターの一覧

No.	事業所名	担当地区	所在地	電話番号
1	盛岡駅西口地域包括支援センター	桜城・西厨川・仁王・上田	盛岡駅西通一丁目2-2	606-3361
2	浅岸和敬荘地域包括支援センター	山岸・米内	浅岸三丁目23-50	622-1711
3	松園・緑が丘地域包括支援センター	松園・緑が丘	西松園二丁目5-1	663-8181
4	五月園地域包括支援センター	中野・築川・加賀野・城南・杜陵・大慈寺	東山二丁目5-19	613-6161
5	青山和敬荘地域包括支援センター	青山・東厨川・土淵	南青山町13-30	648-8622
6	みたけ・北厨川地域包括支援センター	みたけ・北厨川	月が丘三丁目7-5	648-8834
7	イーハトーブ地域包括支援センター	仙北・本宮・太田・繋	本宮一丁目6-48	636-3720
8	地域包括支援センター川久保	津志田・飯岡・見前・永井・乙部	津志田26-30-1	635-1682
9	玉山地域包括支援センター	好摩・巻堀・渋民・玉山・藪川	好摩字夏間木70-190	682-0088



体が不自由になっても、皆さんが望む生活が送られるよう、お手伝いします



Q&A

新しい総合事業
ここが聞きたい

私の要支援の認定期間は29年7月31日まででなければ、4月から新しい総合事業を利用できるの？



29年4月1日から新しい総合事業は始まりますが、現在要支援認定を受けている人は、現在の認定期間が満了し、更新されたときからになります。それまでは、現行のサービスをご利用ください。



今利用しているホームヘルプサービスやデイサービスは使えなくなるの？



これまでホームヘルプサービスやデイサービスを利用していた人は、これまで同様に利用できます。
利用するサービスについては、利用者と地域包括支援センターなどが本人の意向や心身の状態を確認し合いながら選択できます。

利用料は値上がりするの？



新しい総合事業の訪問型・通所型サービスの利用料は、これまでとほとんど変わりません。ただし、これまで利用回数の上限のある定額制でしたが、新しい総合事業では、利用した回数に応じた負担（単価払い制）となります。



利用者負担割合については、これまでと全く変わらず、65歳以上で一定以上所得がある人の負担割合は2割、それ以外の人は1割です。